

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第21号

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年安城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。）」の次に「又は西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業（以下「南明治第三土地区画整理事業」という。）」を加え、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条第1項第1号中「又は当該事業」を「若しくはこれ」に改め、「土地区画整理事業」の次に「又は南明治第三土地区画整理事業」を加え、同号ア本文中「事業地区内」を「住宅市街地総合整備事業（これと合併して施行する土地区画整理事業を含む。以下同じ。）の施行に係る区域内」に、「者」を「者又は南明治第三土地区画整理事業の施行に係る公告の日（以下「公告の日」という。）から引き続き南明治第三土地区画整理事業の施行に係る区域内に居住している者」に改め、同号アただし書中「同意の日」を「同意等の日（住宅市街地総合整備事業の施行に係るものにあつては同意の日をいい、南明治第三土地区画整理事業の施行に係るものにあつては公告の日をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ中「同意の日」を「同意等の日」に、「事業地区内」を「整備事業等の施行に係る区域内」に改め、同号ウ中「同意の日」を「同意等の日」に改め、同項第2号中「同意の日」を「同意等の日」に、「事業地区内」を「整備事業等の施行に係る区域内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。